

決算特別委員会会議録

開会時間 午前 10 時 04 分

閉会時間 午後 2 時 28 分

日時 平成 26 年 11 月 14 日（金）

場所 防災新館 2 階会議室

委員出席者 委員長 渡辺 英機
副委員長 大柴 邦彦
委員 高野 剛 浅川 力三 河西 敏郎 山田 一功
塩澤 浩 杉山 肇 遠藤 浩 保延 実
山下 政樹 久保田松幸 高木 晴雄 飯島 修
仁ノ平尚子 望月 利樹 安本 美紀 水岸富美男

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

福祉保健部長 山下 誠 福祉保健部次長 秋山 剛 福祉保健部次長 渡辺 恭男
福祉保健総務課長 内藤 正浩 監査指導室長 古屋 正
長寿社会課長 山本 日出男 国保援護課長 神宮司 易
子育て支援課長 杉田 真一 障害福祉課長 平賀 太裕
医務課長 小島 良一 衛生薬務課長 三科 進吾 健康増進課長 堀岡 伸彦

産業労働部長 矢島 孝雄
産業労働部理事 高根 明雄 産業労働部次長 平井 敏男
産業政策課長 遠藤 克也 商業振興金融課長 立川 弘行
成長産業創造課 手塚 伸 地域産業振興課 佐野 宏
労政雇用課長 半田 昭仁 産業集積課長 依田 正樹 産業人材課長 萩原 憲二

公営企業管理者 岩波 輝明 企業局長 小林 明
企業局次長 末木 鋼治 企業局技監 仲山 弘
企業局総務課長 浅沼 潔 企業局電気課長 日向 一郎

県土整備部長 大野 昌仁
県土整備部理事 河西 秀樹 県土整備部次長 佐藤 佳臣
県土整備部技監 野中 均 県土整備部技監 大久保 勝徳
総括技術審査監 中嶋 晴彦 県土整備総務課長 清水 正
美しい県土づくり推進室長 丸山 裕司 建設業対策室長 笹本 清
用地課長 清水 豊 技術管理課長 手塚 岳生
道路整備課長 丹澤 彦一 高速道路推進課長 乙守 和人
道路管理課長 三浦 市郎 治水課長 水上 文明 砂防課長 保坂 秀人
都市計画課長 望月 一良 下水道室長 丸山 哲
建築住宅課長 笠井 英俊 営繕課長 松永 久士

防災危機管理課長 山下 宏

教育長 阿部 邦彦 教育次長 吉原 美幸
文化振興監 中澤 卓夫 教育委員会次長（総務課長事務取扱） 相原 正志
福利給与課長 雨宮 貴 学校施設課長 櫻井 順一
義務教育課長 渡井 渡 高校教育課長 斉木 邦彦
新しい学校づくり推進室長 河野 利之 社会教育課長 相河 竜治
スポーツ健康課長 上野 直樹 全国高校総体推進室長 清水 義周
学術文化財課長 田中 禎彦

出納局次長（会計課長事務取扱） 小林 幸子
管理課長 渡辺 健 工事検査課長 丸山 正視

議題 認第 1 号 平成 25 年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件
認第 2 号 平成 25 年度山梨県公営企業会計歳入歳出決算認定の件

審査の概要 認第 1 号議案については、午前 10 時 04 分から午前 11 時 15 分まで福祉保健部、産業労働部関係、休憩をはさみ、午後 1 時 01 分から午後 2 時 28 分まで（途中、午後 1 時 56 分から午後 2 時 01 分まで休憩をはさんだ）県土整備部、教育委員会、出納局関係の総括審査を行った。
認第 2 号議案については、午前 11 時 28 分から午前 11 時 28 分まで企業局関係の総括審査を行った。
審査終了後、認第 1 号議案及び認第 2 号議案について採決し、午後 2 時 28 分に閉会した。

質 疑 福祉保健部、産業労働部関係

（ベンチャーファンドについて）

山田委員 歳入歳出決算説明資料の産 2 ページ、財産収入の中に出えん金返還収入という項目がありまして、これについては部局審査の際にお聞きしたところ、平成 16 年度からのベンチャーファンドということで、16 年度から 10 年間、2 億円の出資が行われたと。出えんが行われたということに対して、最終返還金が 9,000 万円でありますから、その差額は当初の見込みを下回ったということも想定されるわけですが、ついてはこの 10 年間のこの期間におけるいわゆる内容ですね。ベンチャーファンドの内容についてまずお聞かせをいただきたいと思います。

手塚成長産業創造課長 ベンチャーファンドにつきましては、平成 16 年 8 月 26 日から平成 25 年 12 月 31 日という期間でファンドを組成してまいりました。ファンドの目的は、成長性の高い中小企業に対する投資や、それに基づいて株式公開支援を行うことによりまして、本県経済の活性化を図っていくということでございました。株式公開となれば、売却益を得ることが出来ますので、そこで投下資本を回収するという仕組みでございました。

まず、出資額につきましては、県、山梨中央銀行、それから甲府市・富士吉田市の両商工会議所、それから民間企業等 7 社から 4 億 5,000 万円を出資していただきまして、ファンドの運営を行っております。運営対象は県内企業を中心といたしまして、いわゆるアーリーステージ、まだ新しい事業に着手したばかり、あるいは起業したばかりの成長性を見込める企業に対して投資をしてきたということでございます。山梨中銀コンサルティングという投資ファンドに無限責任組合員になってもらいまして、そこで企業さんを育ててもらい、市場をつくっても

らうというふうな仕組みで中小企業支援をしてまいりました。

その結果でございますけれども、11社に対して投資をいたしまして、そのうち2社が破綻をしてしまいました。残りの9社に対して投資をいたしております。投資の簡単な全体的な内容は以上のとおりでございます。

山田委員

今の御説明ですと、本来、中小企業の支援、あるいは株式を公開するというのには、ちゃんと国の制度の中に投資育成株式会社とかが実際あるわけですし、県がそんな事業に何で手を出すんだと私は思うわけでありまして。出資であれば、出資企業とか出資法人という中で、県議会のチェックが本来働くはずなんですけれども、どうもこの話を聞いていくと、この10年間、基本的にノーチェックで来ているんじゃないかというところも私が非常に気になる場所なんです。

そこで、まず、行政法令の地方自治法、あるいは財政法令の中に、わざわざ出せん金という言葉が設けていて、出資とは区分しているように見受けられるので、これについての根拠をまずお聞かせいただけませんか。

手塚成長産業創造課長 ファンドに対する仕組みといたしましては、平成10年に投資事業有限責任組合法が施行されまして、その投資組合に対して地方自治体も投資できるという仕組みが整備されております。それに基づいて、県として、民間企業等と一緒にになってファンドを組成し、出資したということになってございます。

山田委員

根拠はわかりました。では、この10年間、基本的に私はノーチェックで、事実上ですよ、事実上ノーチェックで来ていると思っておりますが、担当の委員会の中でこのファンドについてそういう報告がされたかどうかについてお伺いします。

手塚成長産業創造課長 この投資組合というものにつきましては、無限責任組合員と有限責任組合員という役割に分かれております。当ファンドの場合ですと、無限責任組合員は山梨中銀コンサルティング、先ほど申し上げました残りの6社につきましては、有限責任組合員となっております。

やり方といたしましては、法律上、契約を取り交わした際に、無限責任組合員が責任を持って投資をし、責任を持って育成をするという仕組みになってございましたので、そのような仕組みで運営してきたということでございます。

山田委員

ということは、無限責任会社が中銀コンサルタントということであれば、無限に責任を負ってもらうということですから、この2億円出資したものに対する補填は中銀コンサルティングにさせていただき、そういう理解の答弁に聞こえましたが、それでよろしいんですね。

手塚成長産業創造課長 ちょっと説明に誤解があったようでございますけれども、有限責任組合員は投資をした額の範囲内で責任を負うということになっておりますので、損失が出た場合は、その投資額の範囲内で有限責任組合員も責任を負うという仕組みになっております。

山田委員

これ以上続けても、決算特別委員会ですから、まとめに入りたいと思うんですが、10年間、2億円出資した中で、多分元本割れはしていると思うけれども、分配収入も含めた最終的な損益はどうだったのかお尋ねして質問を終わりたいと思います。

手塚成長産業創造課長 4億5,000万円のうち、県の出資額が2億円でございます。その2億

円につきましては全額投資することができませんでした。その未投資元本が 8,300 万円余ということになっています。これに返ってきた元本返還金、これが 8,400 万円余でございます。これにキャピタルゲインを経た株式配当金が 1,200 万円余りということになっております。それに利息等 75 万円を含めまして、分配金が合計で 1 億 3,863 万 7,000 円となりますので、これを 2 億で割り返しますと、回収率は 70%ということになります。この 70%という数字については、これは真摯に受け止めなければならないと思っております。

とはいえ、このファンドを立ち上げたときは、当初、東証マザーズとかヘラクレスというふうな新興市場ができ、一方で金融機関が不良債権を抱え、なかなか融資が回らないという中で、こういった仕組みで中小企業の方々に資金を供給しようという目的で行いました。一つは投資ということですが、大きな目標は、地域経済の活性化ということでございます。

その観点で申し上げますと、先ほど申し上げました破綻以外の 9 社について見ますと、投資前に比べて投資後でございますけれども、従業員で 46%増の 229 名増加、それから、売上高につきましては、投資前に比べて 29%増、36 億円余の売上高の増になっておりますので、地域経済の活性化という目的から見ますと一定の役割を果たしたというふうに考えております。

（燃料電池関連産業の育成、集積について）

塩澤委員

それでは、主要施策成果説明書の 5 ページ、燃料電池関連産業の育成、集積について伺います。

まず、この 5 ページのところに書いてある企業立地対策費の予算額に対して、決算額と執行率が相当低くなっているというふうに見えるのですけれども、この理由はどんな理由なのかまず伺いたいと思います。

手塚成長産業創造課長 御指摘の不用額についてでございますけれども、大きく 2 つの要素がございます。この事業では、燃料電池自動車を買って、それを山梨県内で実証実験をすることによって燃料電池自動車の可能性等を評価するという、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の事業を行ってまいりました。そのために移動型の水素ステーションを、釜無工業団地でございますイワタニ産業の営業所のほうに設置していただいたわけですが、その使用料が一つの原因でございます。当初、山梨県だけが使用するという予定でございましたけれども、もう 1 社、このステーションを利用するという会社が出てきたということで、この利用料を折半できることになりました。その結果、約 400 万円の縮減が図られております。それが 1 点目でございます。

それから、2 点目につきましては、燃料電池関連産業に参入しようとする中小企業の研究開発を支援するという補助制度がございます。ここに 2 社エントリーいただいたわけでございますけれども、これらの企業におきまして、研究を重ねているうちに新たな研究手法が可能となって、全体として研究開発費を抑制できた。この点で約 300 万円の縮減ができたということです。この双方で約 700 万円の縮減ということになっています。

したがって、全体的にはそういった、折半したとか効率化したということで、予算との差が出たということでございます。

塩澤委員

新たな会社が出たというような話がありましたが、民間会社で積極的にやってくれているというのはとてもありがたいなというふうに思うんですけれども、差し支えなかったら、どこがそういったことをやってくれたのかお話しただけでいいでしょうか。

手塚成長産業創造課長 平成 24 年度に 2 社の研究開発を支援しております。1 社は、燃料電池のコア部分の加工技術ということで、これにつきましては加工技術がある程度確立できて、大手企業等からの引き合いがあるというふうなことになっています。もう 1 社につきましては、水素を生成する装置です。試験研究をいたしまして、試作品が完成しているというふう聞いております。

塩澤委員 今、お尋ねしたのは、県が当初、単独での使用を予定していたけれども、もう一つ、民間の会社が出てきて、予算の縮減の幅が相当大きくなったということについて、もし差し支えがなければ、その民間の会社を教えてくださいませんか。

手塚成長産業創造課長 大変失礼いたしました。研究開発の話と取り違えまして申しわけございません。もう 1 社は山梨交通株式会社でございます。水素バスを運行するということになりましたので、それに伴いまして共同利用ということになりました。

塩澤委員 先ほど関連製品開発支援ということで話がありましたけれども、具体的な内容と進捗状況等を改めてお伺いします。

手塚成長産業創造課長 県内の中小企業の持っている技術の優位性を生かしながら、燃料電池関連の得意な部分に参入するというので、一つは、加工技術を使ったコア部分の加工でございます。それから、もう一つは、燃料電池の周辺に水素を供給するということが必要でございますので、その水素の供給の円滑化を図るための装置の開発ということが一つ。それから、これは平成 25 年度でございますけれども、燃料電池を使うことによって、可搬型の持ち運びできるようなポータブル電源というものも非常に注目されております。そんなところに参入している企業もございません。

塩澤委員 開発支援とかっていうのはすごく大切なことだと思うんですけども、最終的な目標というのはやっぱり、これを使って企業が立地とか、雇用を創出してくれるとか、そういったことだと思うんですけども、その辺のことはどうでしょうか。何かそういったことに結びついて、具体的にそういう製品ができるような、そういう会社ができるようなことはあるんでしょうか。

手塚成長産業創造課長 実際に研究開発をして、それが製品化に結びついたかというふうな趣旨の御質問かと思えます。これにつきましては、実は、今年の 3 月でございますけれども、東京ビッグサイトで国際水素・燃料電池展というものが開催されまして、そこに山梨県としてブースを設置いたしまして、大手メーカーとの商談を行うような場を設定いたしました。そこに開発支援をしている企業、それから、タスクフォースの事業もしておりますので、タスクフォースの構成企業に出展をしていただきました。その結果、いろいろな企業様から引き合いがありまして、加工技術で研究開発した企業も出ていただいたわけですが、自動車メーカー等から、30 社を超えます見積依頼ですとか試作発注がございました。そういった意味では、出口戦略につながっているのかなと感じております。

塩澤委員 そうやってつながっているという話だけど、8 月に燃料電池車の試乗会なんかも行われたりして、もう実用化されているんですけども、自動車産業というのは系列化されているので、なかなか新しく誘致するのが難しい部分があるとは思

います。

ここから意見として、せっかく燃料電池の研究開発を山梨大学との連携で、昔の知事の公舎等を提供してやってきたという部分がありますので、ぜひとも産業立地、そういった企業が育つようなことを、これからもっともっと頑張ってもらいたいなというふうに思います。

（高齢者居住等整備資金償還金及び在宅重度心身障害者居室整備資金償還金の収入未済額について）

山下委員

それでは、歳入歳出決算報告書の 9 ページ、歳入歳出決算説明資料、福 5 ページでございます。高齢者居住等整備資金償還金及び在宅重度心身障害者居室整備資金償還金の収入未済額について質問をさせていただきます。

福祉保健部の収入未済額のうちで、高齢者居室等整備資金償還金及び在宅重度心身障害者居室整備資金償還金については、昨年度の決算特別委員会においてもちょっと質問をさせていただいたのですけれども、その後の状況について伺いたいと思います。まず、平成 24 年度末と 25 年度末の収入未済額を比較しますと、高齢者居室等整備資金償還金は 1,597 万 5,000 円だったものが 1,472 万 2,000 円と、125 万 3,000 円の減少。そして、在宅重度心身障害者居室等整備資金償還金は 1,461 万 6,000 円だったものが、1,442 万 6,000 円と、19 万円の減少ということでございます。このように、わずかではありますけれども、返済が少しずつ進んでいるということでございます。一生懸命やっただけでいるあらわれじゃないかと思えますけど、返済に応じた、または返済に応じない方、どれぐらいいらっしゃるのか。まず、そこから教えてください。

山本長寿社会課長 ただいまの御質問で、高齢者居室等整備資金につきましては、長寿社会課の所管でございますので、そのことにつきましてお答えさせていただきます。

平成 25 年度末時点で収入未済となっている方は、14 人ございました。そのうち、11 人の方につきましては、平成 25 年度中も返済が継続されております。一方、残る 3 人の方につきましては、経済的な状況等もございまして、平成 25 年度中に返済はございませんでした。

平賀障害福祉課長 障害福祉課が所管いたします在宅重度心身障害者居室整備資金にかかる返済の状況でございますけれども、平成 25 年度末時点では収入未済となっている方が 15 名いらっしゃいました。そのうち 3 名につきましては、平成 25 年度中も返済が継続されております。残る 12 名の方につきましては、平成 25 年度中に返済がございませんでした。

山下委員

いろいろな状況があつてなかなか進んでいるところと進んでいない方がいらっしゃるかと思いますけれども、具体的に返済を求める努力としてどういうことをされているのかちょっと教えてください。

山本長寿社会課長 ただいまの御質問につきまして、障害福祉課と長寿社会課、両方の課で所管する業務でございますが、長寿社会課のほうからお答えさせていただきます。

返済を求める努力でございますけれども、返済計画に基づきます返済が滞った場合につきましては、県の所管部署では、ただちに文書や電話等で催告をしております。また、継続的な御返済を確保するという観点から、分割で少額な返済を認めております。このような方に対しましては、毎月返済額や債務の残高について県から状況を送付させていただきまして、あとこれだけですよということで奨励するようなことも対応させていただいております。

また、これとは別に、収入未済の方のうち、返済がおくれ気味の方に対しましては、県と市町村の社会福祉協議会が借入れの窓口になっているわけですが、そちらと連携をいたしまして、債務者等のお住まいの市町村に出向いて個別面接によるヒアリングを行いまして、生活の状況や返済計画などについて債務者の方々に直接確認するとともに返済を促しております。これは全ての方でないわけですが、おこなっている方々に対して極力実施しているところでございます。

山下委員

このタイトルどおりですよ。高齢者居室等整備というのですから、いわゆる高齢者の方を在宅で、自分のお宅で何とか生活しましょうというために家の中を整備したりするために、お金を借り入れる。もう一つのほうも、在宅重度心身障害者居室ですから、重度心身障害者の方々が自宅で過ごせるように、部屋を改装したりというふうなことのためにお金を借りているということでございますよね。当然、審査を行った上でお金を貸しているわけですから、返済も十分行けるだろうということの中でやっているんでしょうけれども、ただ、返済ができない方はそれぞれに状況が変わっているから返済が少しずつおこなっているだろうと、私はそういうふうに素直に受け取りたいんだけど、県としては、いわゆる返せていない方々の家庭状況をどれくらい把握しているのかちょっと教えてください。

山本長寿社会課長

この貸付金の返済金は、私法上の債権でございます。したがって、財産等の調査権限等は県のほうにはないわけですが、先ほど申しました、債務者の方々との面接によりまして、例えば、その就業の状況や、療養されているような状況、また世帯収入とか月々の生活費にどれくらいかかっているのか、保有されている土地、建物の状況、それから公的機関から何か援助を受けているのか、また、この貸付金以外に債務はあるのか、滞納はなぜかというような原因、返済をいただける意思があるのかとか、具体的な返済方法を今後どうしていくのかというようなことを細かく確認をさせていただいているところでございます。

また、面接に至らない方もいらっしゃるわけですが、担当者が電話でそれらの状況を確認させていただいているところでもございます。

山下委員

なかなか、普通のお金を貸すのとちょっと違うわけですよ。いわゆる高齢者の方々と、重度心身障害者の方々と、その人たちが本来は施設に行ってしまうところを、自分の家で少しでも頑張ってみようというところの部分、少しでも県が援助していこうというのが多分、この制度の基本的な始まりだと思っているんですね。今言うように、経済状況、当然、いろいろな状況が変わってくる。その中で県のほうとしても、一生懸命きちんとヒアリングをしながらやっているというのはわかるんだけど、でも、実際、ほんとうに厳しくなっちゃった人たちっていうのはどうするのかなっていうところが、なかなかやっぱり厳しいとは思いますが。私はあえて、いわゆる減免ということを意見書に書かせてはいただいたんですけども、なかなか難しいかと思えます。でも、そういうことも十分考えていかなければいけないときもあるのかなという感じもしないではないんですけども、そのあたり、再度お聞かせいただければと思います。

山本長寿社会課長

返済を債務者の方にお願するに当たりましては、委員御指摘のとおり、債務者の実情をできる限り把握させていただいた上で、経済状況に応じた対応を図るというふうに心がけております。債務者との打ち合わせ時や申し出によりまして、少額での、例えば 1,000 円でも 2,000 円でも構いませんので、また、

不定期な返済でもよろしいですので返済をしていただきたいということに対応を入れているところでございます。

貸付金の条例につきましては、個別の事情により償還が著しく困難になった場合に、委員御指摘のとおり減免の制度もございますけれども、まずは県の債権の適正な管理という観点、また、これまで計画どおりきちんと返済していただいた方々や、本当に少額で、また不定期でも少しずつ返していただいている方々との公平性を確保するという観点から、今後とも、債務者の事情に応じたきめ細かい返済手続を進めてまいりたいと考えております。

山下委員 ありがとうございます。

（放課後児童クラブについて）

大柴委員 主要施策成果説明書の 87 ページ、放課後児童クラブについて。子育て支援策の一つの柱であります、放課後児童クラブの設置についてですけれども、この下段のほうにあります数値目標の達成状況欄を見ますと、基準値が 209 カ所に対して目標値が 224 カ所。15 カ所の増ということを目指しているところであると思っておりますけれども、現況のところを見ますと、210 カ所の増にとどまっているということでもあります。このことをどのように分析を、また評価をしているのか、設置が伸び悩んでいる原因を何と考えているのかまずお伺いしたいと思っております。

杉田子育て支援課長 放課後児童クラブにつきましては、設置ニーズのある市町村全てに設置されております。15 カ所の目標数値の増加を設定した理由につきましては、利用児童数が 71 名以上の大規模なクラブを分割して、きめ細かな対応を図っていくという事例がありましたので、15 カ所の増加の目標を設置したものでございます。また、伸び悩んでいる理由につきましては、平成 23 年度に 1 カ所分割されたのですけれども、その他の分割を予定していたところにつきましては、児童数の減少などにより小学校の統廃合が進んだ結果、設置場所等の理由が生じまして増加につながらなかったものであります。

大柴委員 次に、88 ページ、1 ページめくったところですが、下から 4 行目に放課後児童クラブの設置運営に対する助成の項目には、24 市町村 211 カ所とあるわけですが、87 ページのほうの数値目標の達成状況のところには 210 カ所とあるのですが、この差は何ですか。

杉田子育て支援課長 平成 25 年度に 211 カ所のクラブで助成事業を実施しましたが、年度途中に 1 カ所、クラブが中止しましたために、26 年 3 月 31 日時点では 1 カ所減りまして 210 ということになっております。

大柴委員 県内で 27 市町村のうち 24 市町村ということは、未設置が 3 市町村あるということになるわけですが、未設置の市町村はどこなのか。そしてまた、これには何か問題があるのか。そしてまた、県として未設置の市町村に対してはどのような働きかけをして設置を求めているのか。これを最後に伺います。

杉田子育て支援課長 未設置の町村につきましては 3 カ所ありますが、早川町、小菅村、丹波山村の 3 カ所でございます。

また、未設置の町村につきましては、児童数自体が少なく、ふだんの利用ニーズがないということで今、事業を実施していない状況でございます。

（地域における子育てへの支援について）

高木委員

大柴委員と同じようなところがありますけれども、できるだけ重ならないように申し上げます。地域における子育ての支援についてなんですけれども、主要施策成果説明書の 88 ページ、3 億 6,780 万円余の予算の中で、ほぼ消化されて、この県の施策が十分効果があるように展開されたというふうには思うのですけれども、そういう中において、まず最初に質問させていただくのは、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センターの設置によって、お父さんやお母さんたちが安心して働きながら子育てができる環境づくりが進められたというふうにありますけれども、両事業はどのような仕組みで子育て世帯を支援しているのか、また、市町村の実施状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

杉田子育て支援課長 放課後児童クラブの仕組みにつきましては、就労等によりまして保護者が昼間家庭にいない子供たち、小学校 1 年生から 3 年生を、授業終了後に余裕教室等でお預かりするという事で、適正な遊びとか生活の場を与えるものであります。その運営費について助成をしているところでございまして、25 年度 24 市町村で 211 クラブが実施されているということでございます。

また、ファミリー・サポート事業につきましては、乳幼児、児童を預かってもらいたい保護者と預かり支援をしたいという人たちを会員登録しまして、相互援助活動を推進するものでございます。平成 25 年度は 17 町村 17 カ所で実施しております。

高木委員

よくわかりました。

そこで 2 つ目として、県はどのように市町村に対して助成をしているのか、具体的にお聞かせ願いたいと思います。

杉田子育て支援課長 放課後児童クラブのほうにつきましては、普通のクラブですと、10 人以上の利用数があり、年間 250 日以上開設するところにつきましては、国庫補助が使えるということで、利用人数ごとに基本額が決まっております。例えば 10 人から 19 人ぐらいの利用数のところでは、年間 121 万 7,000 円を県と国と市町村で 3 分の 1 ずつ補助しているという形でございます。県総額でいきますと 3 億 3,552 万 8,000 円を助成しているということでございます。

あと、小規模なクラブにつきましては、県単を使わせていただいております、それにつきましては 1 クラブ 77 万 5,000 円、県 2 分の 1、市町村 2 分の 1 で助成をしています。

高木委員

よくわかりました。

3 問目の質問ですが、女性の社会進出や経済状況の低迷によって、お母さん方が外で働く機会が増えております。昼間、お父さんやお母さんがいない御家庭が多いという中で、放課後の児童クラブは本当に有効な制度だと思うのですけれども、利用者はどのように推移して、事業効果はどのようになっているのか教えていただけませんか。

杉田子育て支援課長 放課後児童クラブの利用人数につきましては、平成 22 年度で 7,870 人、25 年度で 8,188 人でございまして、318 人増加しております。子供が減っている中で、利用数のほうは増加しているということでございます。

評価につきましては、女性の社会進出が進む中で母親の就労が増加しまして、保護者が保育できない児童が増加しているという中で、子育てと仕事の両立を支

援しまして、子供の居場所の安全を確保するということが有効な事業と考えております。

高木委員

非常に大切な、重要な施策だと思いますので、さらに頑張ってくださいたいというふうに思います。

（商店街活力再生への支援について）

そして、次の質問に入りますけれども、主要施策成果説明書 28 ページ、産業労働部、商店街の活性化への支援についてお尋ねをいたします。

商店街はかつて地域の中心でありまして、買い物をしたり、地域の文化や経済を支えてきたと思います。また、コミュニケーションの場としても大切な場でありました。しかし、最近では、非常に後継者が不足しておりまして、後継者がいるようなところはまだいいのですが、商店街の衰退に歯どめがかかっていないのが現状であります。私も現役の山梨商工会の商業部会長という立場で一生懸命取り組んではいるのですが、形骸化がますます進んでいます。

そこで、県の主要施策として商店街の再生への支援が掲げられていますが、まず 1 つ目の質問として、予算現額 1,150 万円に対しまして 833 万 8,000 円と、約 73% ぐらいでしょうか、その執行となっておりますが、なぜそんなに減っているのかということについてお尋ねをしたいと思います。

立川商業振興金融課長 主要施策成果説明書 28 ページの予算現額 1,150 万円、これに対して決算額が 833 万 8,000 円ということで、7割程度の執行なのでございますけれども、この予算につきましては、下にちょっと説明がございまして、イベントですとか防犯カメラ設置ですとか空き店舗利用に対する補助金等、それから、セミナーの開催、この 2 つの事業の合算額でございます。まず、商店街活力再生支援事業の補助金につきましては、商店街の活性化に対する支援を十分に行いたいということで、各市町村に要望調査を実施した上で予算額を計上してございます。そのため、実際に空き店舗への初期出店ですとか家賃補助などを最大限予算計上してございますが、その後、計画の中止ですとか、または次年度への延期等、実際に活用に至らなかった案件もございまして、不執行が生じております。予算現額 1,000 万円に対しまして、決算額 680 万円ということで、これが大きな理由でございます。

次に、商店街人材育成事業のセミナーの開催のほうは、150 万円に対して 147 万円とほぼ予算どおりの執行となっております、合わせて 833 万 8,000 円ということになっております。

高木委員

お金をかけてすぐ効果が出るというようなものではないと思いますけれども、さらに形骸化、あるいは衰退化が進まないように県は努力していただきたいと申し上げまして、次の質問に入ります。

ハード・ソフト両事業が幅広いものとなっているようですけれども、補助対象事業や補助率などについての概要を御説明願えますか。

立川商業振興金融課長 補助対象事業でございますけれども、商店街が一体となっている地域資源を活用した集客のイベントといった活性化事業ですとか、安心・安全な商店街づくりのための街灯整備などの施設整備の事業、これがハード事業になります。それから、ソフト事業については、商店街における空き店舗への出店促進ですとか、空き店舗をコミュニティー施設として活用する取り組みを支援する事業など、いずれも幅広い内容について支援可能な事業となっております。

それから、この補助率につきましては、市町村が補助する場合に県も補助しております。県 3 分の 1、市町村 3 分の 1 の補助率となっております。

高木委員

今、御説明があったように、空き店舗等のうまい利活用が、また新しい商業やまちづくりにも寄与していくと思いますので、ぜひ有効に御利用いただいて、県の施策を進めていただきたいと思います。

そして、最後になりますけれども、人材育成セミナーの内容と、その対象となる人たちはどういう人たちなのか、これについてお伺いさせていただきます。

立川商業振興金融課長 人材育成ということでございまして、将来の商店街の牽引役となるリーダーを育成することを目的としてございまして、県内の若手の商店主などの方を対象としております。商店街の再生、活性化に向けた実践的な研修ということで行いました。

カリキュラムの内容でございまして、先進商店での取り組み事例などを現地でやっていただく。それから、商業理論の研修などを全 5 回で行ったり、それ以外にも、研修以降に講師が実際に受講者のそれぞれの個店に出向いて指導する、個別のレクチャーも実施したところでございます。昨年度の受講者は 18 名で、研修後に多くの受講者から、商店街の店主の見本となって、このセミナーに出た知識を伝達していきたいというような抱負をいただいております。

（自殺予防対策の推進について）

仁ノ平委員

主要施策成果説明書 77 ページ、説明資料 10 ページ、自殺予防対策の推進についての事業であります。成果説明書 77 ページに平成 25 年度に行っていた事業が成果として掲載されているわけですが、こうした事業を必要としている本県の自殺者の実態というものをまず伺いたいと思います。

平賀障害福祉課長

本県の自殺の実態でございまして、自殺に関しますデータは 2 とおりでございます。一つが厚生労働省によります住所地ベースの数字でございまして、いわば県民の自殺者でございます。これにつきましては長らく年間 200 人を超えていたという状況でございましたが、昨年は 196 人ということで、2 年連続して 200 人を下回ったということでございます。これは人口 10 万人当たりの自殺者数を示す、自殺死亡率というもので見ますと、昨年は 47 都道府県中、高いほうから 7 番目でございます。全国平均を上回るという状況が続いております。

もう一つのデータが、警察庁によります発見地ベースの数字でございまして、これは県外から来る人も含めて山梨県内で自殺体が発見された数でございまして、こちらのほうも 10 年連続して 300 人を超えているという状況でございましたが、昨年は 260 人。これもやはり 2 年連続して 300 人を下回っております。しかし自殺死亡率で見ますと、7 年連続して全国ワースト 1 位という状況でございまして。

仁ノ平委員

ただいまの自殺者の実態ということで、やや減ったということで大変望ましいことだとは思いますが、私の認識では、全国的に減っている中では、他都道府県の減る率より、本県の減る率は少なかったんじゃないかと理解しているんですが、いかがですか。

平賀障害福祉課長

全国的な減少傾向の中で、本県の状況がどうかということでございまして、警察庁の統計のほうですと、本県が 7 位という数字が出ていますけれども、これによりますと、かつては全国との乖離が 10 ポイント以上あったものが

年々縮まっておりまして、現在では半分ぐらい。全国も確かに減少傾向にあるのですけれども、本県ではそれを上回る勢いといえますが、ペースで減少している。全国平均に近づきつつある。ただ、どうしても高い県はそれなりに努力しているということでしょうか、なかなか追い越せないという状況が続いております。

仁ノ平委員

減っているということでありまして、それは喜ばしいと受けとめるのですが、ただし、全国県民ベースでは 47 都道府県中 7 位と。悪いほうの 7 位で、警察庁の発表ではワーストワンが続いているということで、それは厳しく受けとめなければいけないと私は思います。

さて、平成 25 年度の事業ですが、こういうことをしましたよと書いてあるのですが、自殺者の減少ということに対して、このような事業がどのような影響があったのか、よい影響があったのか、どのような成果を生み出しているのかということを知りたいと思います。

平賀障害福祉課長

本県では平成 24 年に自殺防止対策行動指針というものを策定いたしまして、心の健康維持に関する相談窓口の運営など、相談支援体制の充実強化を初めとする、いろいろな幅広い事業に取り組んでまいりました。特に、その昨年の効果という点では、自殺の可能性が高いと言われている自殺未遂者に対する支援といたしまして、医療機関に救急搬送された自殺企図者、自殺を企てた人に対しまして保健師を派遣いたしまして、きめ細かい支援を行いまして、平成 25 年度は 19 名の方に対し、207 回の支援、相談などを行ったところでございます。

また、このほか、ハイリスク地の対策としまして、鳴沢村、富士河口湖町への補助という形でございますが、青木ヶ原樹海周辺において監視員に巡回をしていただきまして、自殺を企てようとしている人に声かけを行いまして、去年は 59 人を保護したところでございます。

こうした取り組みによりまして、繰り返しになりますが、2 年連続して年間の自殺者が住所地ベースで 200 人を、発見地ベースでは 300 人を下回ったものと考えておるところでございます。

仁ノ平委員

このような事業が自殺のない生きやすい社会の形成に役立っているだろうということには理解しました。

それで、平成 25 年度の取り組みが、25 年度単独であったわけではないので、私は自殺ということに対しては事業の成果も少し長いスパンで見ていく必要があるんじゃないかなと思っています。そこで、10 年という単位で見て、県の自殺対策はどのような成果があったと考えているか伺いたいんです。

なぜ 10 年かというのと、2 つの意味があります。一つは、おおよそですが、それ以前からペーパーには対策とあったのですが、県が本当に自殺対策をしようじゃないかとなったのが、おおよそ 10 年前だと私は認識しております。もう一つ意味があって、10 年というのは、自殺対策にとって重要なスパンです。というのは、取り組まなければいけないと危機を感じて取り組んだフィンランド、あるいは秋田県は、10 年で大体成果が出ているんですね。そうした意味で、自殺対策の効果というのは、今やったから今効果があるわけではなく、10 年というスパンで見るとはとても大事だと思います。県の自殺対策の事業が始まって、おおよそ今が 10 年です。そこで、平成 25 年度に至る県の対策をどのように総括していらっしゃるか伺いたいと思います。

平賀障害福祉課長

自殺者の数に関しましては、10 年前には住所地ベースでは年 200 人を大きく上回り、発見地ベースでも 350 人を大きく上回っているという状況が続いて

おりました。この間、県といたしましては、さまざまな取り組みを進めまして、例えば、平成 18 年の自殺防止対策基本法の制定、あるいは平成 21 年の自殺対策の基金の創設、そして先ほども申し上げましたけれども、平成 24 年の行動指針というような、それぞれ、その時々に応じまして全庁挙げて取り組みを強化し、拡充してまいったというふうに考えております。

この結果、住所地ベースに関しては、平成 18 年がピークでございまして、このとき 248 人であるわけですが、昨年は 196 人と、50 人以上減少しております。発見地ベースの自殺者でも、やはり同じく平成 18 年 376 人というのがピークでありましたけれども、100 人以上減少しております。自殺対策はこの 10 年間、一定の成果があったものというふうに考えています。

ただ、委員御指摘のとおり、住所地ベース、発見地ベースともに全国平均を上回るという状況でございますので、今後もさらなる取り組みを進める必要があるというふうに考えております。

仁ノ平委員

最後になりますが、自殺対策の最終目標は自殺者の減少であります。言うまでもなく、それが成果です。こういうことをやった、ああいうことをやったではなく、数が減ることが唯一の成果であります。10 年たちました。今後ともぜひ強力な対策のもとに、自殺者の減少という最終の成果をきちんと出していただきたいと思っています。お考えを伺いたいと思います。

平賀障害福祉課長

自殺につきましては複雑な要素が絡み合っておりますので、これといった特効薬がないということも一つの見方かもしれません。したがって、これまで数々行ってきました自殺対策事業によって、ただちに状況が改善するというものではございませんけれども、これまでの事業を漫然と今後繰り返すということではなくて、ここで一度、原点に立ち返って、実態ですとか、原因として何があるのか、そういうものを調査分析して、現在行っている施策を点検した上で、より効果の高い事業に取り組んでいきたい。そういうことで、これまで以上に積極的に自殺防止対策に取り組んで、今後、自殺者の減少を図っていききたいと、このように考えております。

仁ノ平委員

ありがとうございます。

（地域産業リーダー育成支援について）

望月委員

地域産業リーダー育成支援についてお伺いいたします。主要施策成果説明書 10 ページ、歳入歳出決算説明資料、産 6 ページでございます。次世代の県産業界を担う人材を育成する地域産業リーダー養成特別枠のような、県内に根づく優秀な人材の育成ということで、ここについてお伺いいたします。

ものづくりというのは山梨の基幹産業でございます。県の産業界、将来のものづくり山梨を担う優秀な人材を確保し、育成するという部分が私も非常に大切だと感じております。今回、山梨大学工学部に地域産業リーダー養成特別枠というものが設置されて、この学生に対して大学が行う特別教育プログラムを支援しているということでございますが、具体的にお聞かせいただけますか。

萩原産業人材課長

特別教育プログラムの具体的内容についてお答えをいたします。特別教育プログラム参加学生は、専門・共通教育科目について他の学生と同様に履修するのに加えまして、さらに地域産業リーダーとして養成するためのプログラムを実施しております。特別演習としまして、山梨の魅力を探る講座や、リーダー力養成講座等の実施を通じまして、県内産業界の経営者やベンチャー企業を興した技術者

等、各分野のスペシャリストを講師に招いた講義と演習を履修するとともに、企画、交渉、異分野や異文化の理解、英会話、コミュニケーション、プレゼンテーション等のスキルを高める学習をしております。

また、企画力実践講座の実施を通じまして、企画立案の交渉の実践とか、卒業研究として卒業論文の研究成果を地域に報告する会を開きまして、企画構構力、また、プレゼンテーション力等を醸成しております。さらに、企業の現場から経営層とまで交流することができる特別インターンシップや、県内企業の技術力と魅力を知るための企業見学会を行っております。

望月委員

非常にいろいろ細かい部分で実施されているなということがよくわかりました。優秀な人材確保というものは、御承知のとおり大学だけではだめですし、行政だけではだめですし、産業界も連動していくこと、また、これは持論ではございますが、これらの距離がぐっと縮まって、囲い込むのではないですけども、やはり人口流出は若い 20 代、30 代の世代が一番多いという部分もありますので、山梨県内の優秀な人材をしっかりと県内につないでおくということが非常に大事ではないかなと思っております。

この事業における行政の動き、大学の動きは何となく理解できたのですが、産業界のほうはどのように動かれているのか、おわかりでしたらお聞かせください。

萩原産業人材課長 当該事業への産業界のかかわりについてお答えをいたします。県内産業界及び企業経営者による特別演習への講師派遣を始めまして、特別インターンシップや企業見学会の受け入れ先のあっせんの便宜を図り、それに伴い特別教育プログラムを実施するに当たりまして、山梨県機械電子工業会から全面的な協力も得ております。

なお、当プログラムの実施に際しましては、機械電子工業会でも県の助成に協調して支援を行っております。まさに産学官が連携して、将来的に県内の産業界を担って活躍しようとする意欲と実力を備えた優秀な人材の育成を図るところでございます。

望月委員

事業の成果ということをちょっと聞きたいのですが、なかなか息の長い部分ですね。人材育成という部分で、その成果は見えづらい部分があると思います。このプログラムを履修した方々が県内企業に就職して、それで地域のリーダーになっていただくということですのでごく期待をしているのですが、この事業を通じて学生間の情報交換なども含めて、目に見えない部分だと思うのですが、多くの学生に山梨県内の企業に注目していただくというか、相乗効果という部分がおそらく見込まれるのではないかなと思うのですが、そういう部分の成果というのはどのようにお考えでしょうか。

萩原産業人材課長 当該事業における本来の成果というのは、県内企業に学生が就職して、将来的にリーダーとなっていくということなのですが、それ以外に期待される成果ということですが、まず、産学官が協力し合いまして、県内企業の発展を託せる人材を育成していくという連携体制ができたことが一番大きな成果だと考えております。また、委員御指摘のとおり、特別教育プログラムの中で実施している企業見学会や企業経営者による企業説明会、そういうものにプログラムを履修していない学生も多数参加しています。そうした、当プログラムの実施が県内企業に興味を持つよい機会になっている中、この事業から派生したこうした効果も成果として期待されるところと考えております。

望月委員 このプログラムを通じて、優秀な人材確保という、ただそれだけの観点ではなくて、山梨県の人口流出に歯どめをかけるという部分の、少しお手伝いができる肝の事業だと私は考えております。県内企業の発展も見込まれ、すごく期待していますが、これについて、どのようにお考えか、最後お答えをいただいで終わります。

萩原産業人材課長 当該事業を通しまして、県内産業界を担う優秀な人材の確保を図ることは当然ではありますが、人口減少対策としても、県内企業の振興・発展に必要な人材の確保、育成と、県内企業への定着が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

渡辺委員長 以上で、意見書の提出があった件についての質疑、意見を終了いたします。
次に、意見書に関連する質疑、意見に入ります。この際、申し上げます御発言の際は関連する意見書及び項目を明確にした上で質疑、意見をお願いいたします。
意見書に関連する質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で意見書に関連する質疑、意見を終了します。
そのほかに質疑、意見はありませんか。

（子宮頸がん予防ワクチン接種の普及促進について）

飯島委員 意見書を書き忘れたわけではないのですが、大事な意見ですので、議長もいらしたことですからお伺いしたいと思います。

主要施策成果説明書の 81 ページですね。子宮頸がんの予防ワクチンについてであります。いわゆるがん唯一、ワクチンで予防ができる子宮頸がんでありませけれども、世界で副作用みたいな事例が頻発し、昨年 6 月 14 日から定期接種の積極的な勧奨を差し控えることになったということで承知しておりますけれども、昨年 1 年で、本県でそういった、いわゆる副作用みたいな事例はあったんでしょうか。なかったんでしょうか。

堀岡健康増進課長 副作用につきましては、市町村からと医療機関から厚労省に報告される 2 つのルートがございまして、それについて疑わしい例があった場合には報告するようになるということを再度周知しているところではございますが、今のところ、これは幸いなことではございますが、副作用の報告はないと聞いております。

飯島委員 昨年、そういう事例はなかったということでよかったなと思っておりますが、積極的な勧奨を控えることになって、当然、接種する人が少なくなったというふうに思うのですが、比較してどのくらい減ったとか、データがありましたら教えていただきたいと思えます。

堀岡健康増進課長 大変申しわけございません、今、実は正確な数字が手元にありませんけれども、数字は取っております、予防という観点からはいろいろありますけれども、おとしやその前よりも予防接種を受けた方が大幅に減少している傾向でございます。

飯島委員 危険かどうかというのは、個人差もあったり、それが本当に害があるというふうな検証ができていないというふうに思えます。例えば、個人によっては、私に

は娘はいないのですけれども、もしいた場合には、こういうときにはどうするかということ考えた場合に、そうはいつでも、予防ワクチンによって成果も上がってきているのかなと思うと、打ったほうがいいよという判断もあると思います。こういうことによって、逆にワクチンを打ちたいと思う人が不便になっちゃうと、それはまたそれで福祉サービスの低下につながると思うのですが、そういうことにはなっていないという理解でいいんでしょうか。

堀岡健康増進課長 厚生労働省のほうで、ワクチンと痛みとの因果関係についての研究がなされていて、結局、去年の3月までに結論が出ずに、今でも継続的に研究がされているというふうに承知しております。今、予防接種を受けている方への情報提供といったしましては、それらのリスクリターン、必ずゼロリスクではないですので、そのリスクについてありのままをきちんと説明をして、その個々人の、まさに先生のおっしゃるとおり、自分の娘だったらどうするのか、自分だったらどうするのかということを考えていただいた上で判断をしていただき、受けていただく方は受けていただくということになっております。

なお、費用については、今までと同じように任意接種ではなく法定接種でございますので、国からきちんと費用が出て、自分でリスクを納得した上であれば、全市町村で無料で受けられるという体制が続いております。

飯島委員

わかりました。

横内知事はがん対策日本一ということもおっしゃっていますので、これは全国的なことでありますけれども、そういったきめ細かい施策をさらに続けていっていただきたいということを申し上げて終わりにしたいと思います。

質 疑

企業局関係

（監査委員の意見について）

山田委員

私は、公営企業会計の中における監査委員の審査意見に対する意見ということの中でありまして、企業会計意見書の 1 ページの中に、経営課題についてということが載っておりますので、直接、決算等の関連性というよりは、監査委員の意見に関して、実際に皆さんが監査を受けた中で、監査委員が経営課題についてこういう意識を持っているという意図がよくわからないので、そこを教えてもらいたいという意味も含めて御質問させていただきます。

経営状況についての中の中段のところにある、電気料金固定価格買取制度、これは多分、水力発電の中で渇水期もあったりするから、一定のところでは安定的に東京電力と契約を結んでいるということだと思いますが、経営課題についての中のところにある、本年 6 月に改正電気事業法が成立した以降、平成 28 年度をめぐりに電力小売及び発電が全面自由化されることになるという、この辺の関連性も含めて御質問させていただきます。私の意図は、7 円だか 9 円だか、その安い金額のまま契約が何年まで続いているのか、また、多分契約は続いていると思うけれども、それが一旦、この事業法の改正によって改めて再契約になっていくのかどうかを含めてお答えをいただきたいと思います。

日向電気課長

今言われましたように、電力システム改革が国において行われております。平成 28 年を目途に電力小売及び発電が自由化されるということで、私たちの環境は大きく今、変わっております。その中で、今年 9 月 1 日から運用を開始した大城川発電所につきましては、先ほど委員がおっしゃられましたように、固定価格買取制度を活用いたしまして、一般競争入札により売電を行ってきたところでございます。引き続き、今後開発する新規の発電所につきましても同制度を活用し、一般競争入札による売電をしていくこととしております。

あと、早川水系や笛吹川水系にあります既設の発電所につきましては、現在、東京電力株式会社と電力受給基本契約を締結しております。それが平成 21 年度締結いたしまして、15 年間という長期契約を行っております。平成 35 年度まで東京電力にその電力受給基本契約ののっとりまして売電することとしております。

電力システム改革も、その骨格が示されているだけであり、詳細についてはまだ検討中で、今後どうなるかということもまだはっきりしておらず、紆余曲折もあると考えております。企業局といたしましては、電力自由化にかかる制度設計や他の公営企業電気事業者の動向を注視するとともに、どのような方向になるうとも経営の健全化を図り、もって公営企業の本質である公共の福祉の増進、これを図るため適切に対応していきたいと考えております。

山田委員

平成 21 年度に契約更改をしているのですが、15 年間という長期契約はどちらにもリスクがあるわけだから、多分、その契約の条項の中に、経済状況とか社会の変化への対応の条項が必ずあると思います。私は、本年 6 月の改正電気事業法というのは大きな社会的変動の要因ではないかと思っていますので、これによって、平成 21 年から 35 年までという契約に拘束される必要はないと思っているんですが、それについてはいかがでしょうか。

日向電気課長

私たち企業局といたしましても、委員のおっしゃいますとおり、今後の状況等が明確でないということで検討は続けております。今、現状ではいろいろな制約

がありまして、それにつきまして検討する限りは、基本契約を破棄する、解約をすると東京都の例のように補償金というか和解金と言っていますけれども、そういうものが発生いたしますので、そんなこともありまして、東京都は全量従量制ですが、現段階では、8割は固定価格、2割は従量制という二部料金制で契約をしております。

それから、火力などと違いまして、水力は降水量など自然条件に大きく左右されますので、私たちが意図する発電、今日はこのくらい欲しいというような安定した発電ができない発電所になっています。ですから、発電した分だけを全量買い取っていただける、固定価格が8割、2割が従量制という現在のシステムは、今現時点では企業局や企業、県民にとっても安定した経営となり、利益ができるんじゃないかということで、現時点では、電力受給基本契約にのっとり、東京電力に売電するのがベターだと考えております。

山田委員 ここに、電力システム改革の流れに乗りおくれることのないように、売電方法の多様化等の検討を加速しと書いてありますが、この監査委員の意見についてはどのように企業局ではお考えなんでしょうか。

仲山技監 先ほど、社会、経済の変化と長期契約についてお話がございましたので、そのところをまず御説明します。15年というふうに契約が長いのは、水力発電が非常に耐用年数が長いということで、長期的な見通しが必要というのが、まず一つでございます。それと、その長期契約の中に、経済情勢の変化等を織り込む2年更新の料金更改というシステムがございまして、社会情勢の変化に対しては、その2年の料金更改のほうで対応していくということでございます。基本的に、企業局の電気事業は水力発電を行っておりますので、そんな検討方法があると認識しています。

山田委員 私の本来の質問の答えをまだもらってないんですけど。

日向電気課長 売電の多様化等ということで、監査委員の方からは一般競争入札をなぜしないのかという意見が出されております。それに対しては、新規につきましては当然、再生可能エネルギー固定価格買取制度を適用した一般競争入札を行い、既設発電所については先ほど御説明しました電力受給基本契約がありますので、現時点ではその契約でやっていきますという説明をさせていただいております。

（水力発電設備改良費の不用額について）

高木委員 それでは、公営企業決算書の3ページ、審査意見書の4ページ、水力発電設備改良費の不用額ということで御質問させていただきます。

平成25年度の第1項の資本的支出は約18億9,000万円でありまして、そのうちの7.5億円が水力発電の設備の改良費ということで、平成24年度の繰越の2億8,000万円を足しますと、10億3,000万円ほどあるんですが、そのうちの3億円が不用額となっております。非常に大きい額ですので、その内容と、その主な理由は何なのかお尋ねいたします。

日向電気課長 ただいまの高木委員の質問に対して答えさせていただきます。不用額ということですが、水力発電設備改良費の不用額の内訳は工事発注時の予算との執行差金1億1,755万円、工事の不執行によるものが1億8,170万円で、合計の2億9,925万円の不用額となっております。

不執行とした主な工事は、平成23年度の台風により被災した奈良田第三発電

所の白河内取水口について、平成 24 年度に復旧すべく予算づけを行ったものの、二次災害の可能性がまだあったので、現地においてなかなか調査ができませんでした。そのため、改良費の繰り越しが可能ということで、平成 25 年度に予算を繰り越しました。平成 25 年度につきましても、危険箇所での調査ということに時間を要し、調査、設計までは行いましたが、工事の発注までは至らなかったということで、奈良田第三発電所の白河内取水口の復旧工事分の 1 億 2,300 万円を不用額といたしました。その復旧工事分につきましては、平成 26 年度に改めて予算化し、現在、発注を行っているということでございます。

高木委員

今の御説明で、自然災害ということをやむを得ないという事情はよくわかりましたけれども、知事もおっしゃっているように、60 億キロワットの総電力需要量を、2050 年までに 50 億キロワットにし、自然再生エネルギーにより賄うことを目指すということだと、非常に大切な自然再生エネルギーの活用事業だと思いますので、ぜひ予算をしっかりと使っていただいて、まだ継続してやるということですから安心しましたけれども、しっかり取り組んでいただくことをお願いして終わりたいと思います。

（丘の公園維持管理費について）

すみません。お待たせしました。丘の公園の維持管理費ですが、決算書の 78 ページになります。まず最初に、平成 25 年度において修繕費を約 738 万円支出しておりますけれども、どのような修繕に使ったのか、また、修繕費の内容についてお尋ねをいたします。

浅沼総務課長

平成 25 年度の修繕費といたしまして 738 万円余支出しておりますけれども、その内容につきましては、ゴルフのコースの芝生の修繕とまきばレストランの浄化槽の修繕を行いました。具体的にはゴルフコースの芝生の修繕ということで、フェアウエーの芝は洋芝等で暑さに弱いということもありまして、暑さや、それから耐寒性に優れている野芝に張りかえる修繕を行いました。それに 539 万円ほど要しました。もう一つ、まきばレストランの浄化槽ということで、電気機器と放流ポンプ等の修繕と鉄製のふたの修繕を行いました。199 万円余、修繕費として使用いたしました。

高木委員

丘の公園は昭和 61 年の 7 月に開業しているんで、28 年ほどたっているんですけども、設備の老朽化が進んでいると思います。それぞれの設備の耐用年数はどうなっているのか教えていただけませんか。

浅沼総務課長

丘の公園は大きく 3 施設ございます。ゴルフ場、アクアリゾート、それからまきばレストランということですが、ゴルフ場につきましては昭和 61 年に開設しまして、28 年経過しております。耐用年数は 20 年で、8 年経過している状況です。それから、アクアリゾートにつきましては、平成 8 年 4 月にオープンしまして、耐用年数は 38 年となっております。現在まで 19 年経過しまして、残り 19 年で、平成 45 年までの耐用年数になっております。それから、まきばレストランは、建物本体につきましては、耐用年数 34 年でございます。オープンしたのは平成 6 年の 4 月ということで、既に 21 年が経過しております。残り 13 年ということで、平成 39 年まで耐用年数があることになっております。

高木委員

わかりました。施設や設備が老朽化しているということですが、その老朽化に対してどのような調査をして、また、その結果はどうなっているのか教え

ていただけませんか。

浅沼総務課長

丘の公園の設備点検につきましては、平成 19 年度に老朽化調査というものを行いました。これは平成 20 年の 2 月から 3 月にかけて行ったのですが、そのときの調査結果につきましては、建物については構造部分の劣化など、いわゆる緊急に対応しなければ事業継続に支障を及ぼすような劣化は見られておりません。ただ、経年劣化によって、放置しますと、いろいろと見た目や資産の保全等で改修等が望ましいと診断された箇所がございました。それから、平成 24 年度には建築基準法に基づきます建築物点検、それから昨年度におきましては設備点検を行いました。その結果につきましては、やはり緊急に対応しなければならぬような、事業継続に支障を及ぼすような大規模な劣化は見られなかったと。ただ、やはり修繕ですとか補修、そういったものを要すると診断された箇所が指摘されました。

高木委員

微細な修繕箇所があったということですが、早期に、それもだんだん大きくなる可能性がありますので、きちんとした修繕をして劣化に歯どめをかけていただきたいと思います。

それから、指定管理施設でありますけれども、指定管理中の施設等の修繕はどのように県は考えておられるのかお尋ねをいたします。

浅沼総務課長

平成 26 年度から新しい指定管理者のもとで指定管理を行っているわけなんですけれども、基本協定書に基づきまして、負担部分ということで、60 万円未満については指定管理者、それ以上のものについては企業局が行うということになっています。先ほどの老朽化調査ですとか建築物点検等で指摘された箇所がございしますが、そういった箇所につきましては、金額に応じて、60 万円以上でございしますと企業局が修繕を行うわけなんですけれども、修繕に当たりましては緊急性の高い修繕から、安全を確保する意味で実施していきたいと考えております。

なお、今年度につきましては、ゴルフコースの芝生ですとか、あるいは浴室のカラン、蛇口ですか、そういった取りかえをしております。それにクラブハウスの電話設備の改良ですとか、カートの道路が陥没している箇所、あるいはアクアリゾートの脱衣室の床の修繕、そういったことを今年度は実施していきます。

高木委員

最後に、指針等を定めて、効果的なメンテナンスを行って施設の延命を図ることが必要だというふうに思いますが、今後の老朽化に対する対応はどのようにしていくのかお尋ねいたします。

浅沼総務課長

平成 24 年度に今回の指定管理に向けて、丘の公園のあり方検討会というものが組織されまして、そこで 5 回ほど検討を行った結果、提言を幾つかいただいております。そういった施設改善に関する提言を踏まえまして、丘の公園は八ヶ岳南麓の中核的施設でございますので、それが十分発揮できるよう施設改修に努めていくわけなんですけれども、やはり老朽化というのは目立ちます。そういったものに対して、緊急性の高い修繕を最優先に行いまして、安全を確保していきたいと。あわせて、財源の問題がありますが、財源は損益勘定留保資金ということで、減価償却費などの非現金支出を留保する中で、緊急性の高い修繕を計画的に順次実施していきたいと考えております。

質 疑 県土整備部、教育委員会、出納局関係

（県立学校の冷暖房設備導入の促進について）

杉山委員 県立学校の冷房設備導入の推進についてということで質問させていただきます。主要施策成果説明書の 112 ページになります。

近年の夏の暑さは大変なもので、子供たちは大変な思いをして授業をしているということでありまして、そういう意味では、この整備計画に基づいて冷房施設を順次入れていくということは評価しているところでありまして。そういう中で、成果説明書の 112 ページなのですが、執行率が約半分になっているということになるわけですが、まずこの理由をお聞きしたいと思います。

櫻井学校施設課長 本事業は平成 24 年度から 3 期に分けて取り組んでおります。いずれも当初予算に設計費を計上いたしまして、それから 9 月補正に工事費を計上しております。設置工事は春休みを中心にいたしまして、12 月から翌年の 5 月にかけて、年度をまたいで実施しておりますため、9 月補正の工事費に関しましては繰越明許費を設定いたしております。このため、執行率につきましては、決算額の 5 億 8,700 万円に翌年度の 4 月から 5 月分の設置工事費の 3 億 5,900 万円余の繰越額を加えたもので比較いたしますと、予算現額に対しまして 83%でございます。また、予算現額との差額につきましては、入札差金であります。

杉山委員 そうすると、5 月までの工事ということで考えると、おおむね計画どおりに進んでいるということになるわけですか。今、計画の進捗率というのはどのような状況なんでしょうか。

櫻井学校施設課長 1 期目である平成 24 年度に 13 校をやりまして、平成 25 年度は 11 校ということでございます。全体では 30 校を予定しておりますので、現在のところ残す 6 校を本年度やっているところでありまして。

杉山委員 子供たちの夏の授業の教室の中の状況を考えたときには、本当に一刻も早く改善してほしいというふうに思うのですが、今、24 校ということになるわけですが、普通教室だけなんですか。例えば 1 つの学校を見たときに普通教室、もろもろのいろいろな施設、教室があると思うんですが、そういうところも含めて 1 つの学校が全て完了したというふうな理解でよろしいでしょうか。

櫻井学校施設課長 今回の対象についてであります。大きくは普通教室と特別教室に分かれるわけですが、その普通教室のうち、生徒が主として使いますホームルームの教室を対象に整備いたしております。

杉山委員 ホームルームという説明なんですけれども、いわゆる普通教室ということですか。子供たちがふだん授業を受けるという、その教室を中心にとということの理解でよろしいですか。

櫻井学校施設課長 各学年ごとにクラスがありますけれども、主に拠点となる自分たちの教室、何年何組という、そういう部屋でございます。普通教室と言われるものとして、ほかには、例えば総合学科とか単位制で、授業によって幾つかの班に分かれて授業を行うような場合もあり、そういったところも普通教室なのですが、今回はそういう選択教室は除きまして、いわゆる各クラスごとに割り当てられておりますホ

ームルーム等を対象といたしております。

杉山委員 いずれにしても、今年度で計画があと 6 校ですか、終わるといふ計画ということですね。冬の想定外の大雪もそうですけれども、ほんとうにいろいろな気象条件が大きく変わってきている状況にありますので、ぜひ子供たちの立場を尊重しながら、適切な対応をしていただきたいと思います。

（県営住宅使用料の収入未済について）

遠藤委員 それでは、県営住宅の使用料の収入未済についての質問をさせていただきます。歳入歳出決算報告書 92 ページ、95 ページ、また、説明資料は県土 1、県土 2 ページということになりますが、使用料及び手数料の収入未済額約 4 億円のうち、3 億 9,000 万円余が県営住宅の使用料であるということでございます。この内容等を知りたいわけなのですが、現年・過年の内訳や、取り組み内容についてお伺いしたいと思います。

笠井建築住宅課長 県営住宅使用料の収入未済額でございますが、3 億 9,908 万円余ということでございます。そのうち現年度分が 3,695 万円余、それから過年度分が 3 億 6,213 万円余ということになってございます。滞納整理への取り組みでございますけれども、滞納整理に当たりましては、家賃滞納整理事務処理要領というものを策定いたしまして、山梨県住宅供給公社と一体となって取り組んでいるところでございます。

具体的には、毎月、滞納者には督促状を送付するほかに、状況に応じて個別の連絡、あるいは訪問、こういったことで督促や指導を行っています。また、公社とともに夜間に職員が個別に訪問するというローラー作戦も年に 4 回行っています。それから、さらに滞納が 6 カ月以上になりますと、滞納を解消しない場合は住宅の部屋の明け渡しを請求しまして、これにも応じない場合は裁判とする旨の最終催告というものを送付しています。この時点で支払の指導に応じない悪質な滞納者に対しては、明け渡しと支払を求める訴訟を提起します。その訴訟とする対象は、これは平成 3 年から取り組んでございますが、当時は滞納の月数が 60 カ月というところからスタートしたわけでございますが、順次短縮する中で、本年度からは 6 カ月以上を対象として訴訟に取り組んでいるという状況であります。

遠藤委員 今、過年度分が 3 億円余りということなんですけれども、6 カ月を過ぎた場合に明け渡しなどを求める裁判を提起するという対応をされているということなのですが、過年度分がこれだけ残っているということは、かなりの件数があるように思いますけれども、この辺についてはいかがでしょうか。

笠井建築住宅課長 基本的に過年度分が多いわけでございますが、現入居者の滞納者は 611 世帯、それから退去してしまった者の滞納が 564 世帯ということで、半数を退去した者が占めている。それらの多くは過年度分というような状況となっております。

遠藤委員 600 件が今、入居中、五百何件が退去されたということなんですけれども、傾向としてどうなんでしょう。悪質なケースというのはどちらのほうに多いんでしょうか。

笠井建築住宅課長 傾向としますと、入居の方は滞納の指導にはある程度応じていただいております。実際、退去してしまいますとなかなか所在がわからなくなったりして、県としましても収納の督促等の指導がしづらいということの中で、退去者のほうが悪

質といたしますか、難しいところがあると思っております。

遠藤委員　　そうしますと、この 500 件余りの方に対しては手段がないというふうなことに思えるんですけども、不納欠損まで至るケースが今回の決算では少ないわけなんですけど、手段がないというのは確かにわかるのですが、何かいろいろな手立てを立てて取り組む必要があると思うんですけども、その点についてどのような考え方なのか。

笠井建築住宅課長　退去してしまった方にはなかなか滞納指導が難しいということではありますが、県外に退去してしまった方、あるいは所在がわからない方、これらにつきましては弁護士法人のほうに収納業務を委託するというところで取り組んでございます。また、所在のわかっている者に対しても、継続的な指導をするということもございます。そういった中で、どうしても時効の期間が経過するということがございまして、本人から時効の援用の申し立てがある場合には、不納欠損処理という扱いとなります。平成 25 年度は 25 件、6 人分で約 905 万円の不納欠損をしたという状況になってございます。

遠藤委員　　努力をされている姿はわかるんですけども、傾向として、増えているのでしょうか。近年の傾向で収入未済が増えているのかどうかお伺いいたします。

笠井建築住宅課長　滞納額は、ここ近年では 4 億円前後を推移しています。また、ここ 2 年間は増加傾向でございましたが、督促の強化等に努める中で、昨年度は 4 億円を下回ることができました。また、徴収率も、年が大体 97% 台でございますが、昨年度は約 98% ということで、これも努力を重ねる中で改善ができています。今後もさらに改善できるように努めていきたいと思っております。

遠藤委員　　今後も改善していただけるように努力をしていただきたい。やはり入居されている方の不公平感とか負の連鎖に至らないような方法、方向をとっていただきたいなと思っております。

（未登記用地について）

保延委員　　農政部に続きまして、県土整備部に未登記用地について伺います。歳入歳出決算意見書の 12 ページに未登記筆数の推移がありますが、平成 25 年度末の公共工事に伴う取得用地の未登記筆数は累計で 3,328 筆とあり、平成 24 年度の 3,185 筆に比べ増加をしておりますが、県土整備部にかかわる未登記筆数はどのくらいあるのか、また、増加をしているとすれば、その理由は何かお伺いいたします。

清水用地課長　　県土整備部の平成 25 年度末の未登記数でございまして、2,489 筆となっております。平成 24 年度末に比べまして 10 筆増加してございます。これは平成 25 年度中に取得した用地のうち、年度内に登記が完了しなかった分が 77 筆と、前年度に比べて増加したことによるものでございます。本年 10 月末現在では 2,378 筆と減少しております。

保延委員　　用地交渉から取得、そして事業用地として使用するまでの用地関係事務の流れはどのようになっているのか。また、未登記の用地に工事が施工できるのかということですが、未登記が多いのは、その手続に問題があるのではないのでしょうか。その辺の理由をお願いいたします。

清水用地課長 用地取得事務の手續といたしましては、土地の権利者と契約に至り、所有権移転登記に必要な承諾書等の書類の提出が終わりますと、補償金の 7 割を前金として支払をいたします。その後、登記が完了して残金を支払ったら工事に着手することを原則としております。

しかし、過去におきましては、緊急の場合等に、登記に先立って売買代金の支払や工事を行ってしまうということがございまして、後処理となりました登記事務におきまして相続人の承諾が得られなかったり、また、公図と現況が一致しないといったようなことから分筆が困難になったというような原因で未登記が発生してしまったものでございます。現在、未登記となっているうちの 7 割以上が取得から 20 年を経過しているものでございます。

保延委員 過年度の未登記処理方針によりまして、未登記の解消に向けて努力をしているということではありますが、それが長年、年数がたつてきますと、いろいろな権利者などが発生をしてくるわけです。最近はほとんどが解消していると思えますけど、過去のそういった未登記のものも解決していかなければならないと思えます。そういった意味で、今、未登記になっている物件を具体的にはどのように対処しているのか、その辺をお聞かせください。

清水用地課長 平成 23 年度に過年度未登記処理方針を定めまして、現在、その方針に基づきまして過年度未登記の再調査を実施しております。それと同時に、実施したものとつきましては、登記可能、登記保留、登記対象外といった分類を行っているところでございます。その結果、平成 25 年度までに登記可能と分類できたものが 893 筆でございまして、この筆から集中的にその解消に取り組むこととしておりまして、今年度から 5 カ年計画で権利者に対する登記の協力依頼を実施しているところであります。

（都市公園の防災拠点機能の強化について）

山下委員 それでは、都市公園の防災拠点機能の強化についてということで、歳入歳出決算説明資料の県土 9 ページ、主要施策成果説明書 100 ページにございます件について質問をさせていただきます。

都市公園の防災拠点機能の強化は、災害発生時に県が果たすべき役割を考えると非常に高い優先順位になっているんじゃないかなと私は思います。そこで、支出済額が 7 億 6,785 万円を費やしたとあるが、ここに富士北麓公園、小瀬スポーツ公園、富士川クラフトパーク、笛吹川フルーツ公園、曽根丘陵公園の改修というふうにあるんですけれども、具体的にどの公園にどれぐらいの金額で何をやったのか教えていただけませんか。

望月都市計画課長 まず、富士北麓公園では、生活物資等の中継基地整備といたしまして、体育館の屋根の防水工事等を実施しておりまして、こちらに約 1 億円余のお金をかけております。それから、小瀬スポーツ公園では、緊急車両の動線整備といたしまして、体育館周辺のアスファルト舗装工事等を実施しておりまして、約 1 億 3,000 万円余をかけております。それから、富士川クラフトパークにおきましては、消防車両集結地整備といたしまして、大駐車場の舗装工事等を実施しておりまして、こちらには 3 億 7,000 万円余のお金を費やしております。それから、笛吹川フルーツ公園では、緊急車両集結地整備といたしまして第 1 駐車場のフラット化や動線の確保を行っておりまして、約 7,000 万円余のお金を使っております。それから、曽根丘陵公園では緊急車両集結地としまして第 1 駐車場の舗装や入り

口整備等を実施しております、こちらでは約 6,000 万円余の予算を使っております。

山下委員 ありがとうございます。ただ、割合繰越が大きいですよ。19 億円余計上して 7 億円余しか使っていない。11 億円余も結局残している。繰り越した理由をちょっと教えてください。

望月都市計画課長 ここに挙げてあります各種公園等を含めまして、公園につきましては、春から秋にかけて非常に利用者が多いということがございまして、やはり公園の一部を使えないような形で改修工事を行うに当たっては、どうしても利用者調整ということが必要になってまいりまして、工事時期が冬から翌年度の春ぐらいにかけて実施する工事が多かったりしたものですから、このような繰越額が出ているというような状況でございます。

山下委員 ということになると、今年度、多分繰越額をそれなりに事業化してやっているんじゃないかと思いますが、それ以上聞きませんが、そこで、この主要政策成果説明書の 100 ページのところには、冒頭、地震災害時における生活物資等の中継基地というふうに書かれているわけですね。県はどのようなイメージを持っているのかわからないですけど、私が普通に思うと、災害発生時には、物資を災害地に送ってくださいということで、いろいろな方々がいろいろなものを送ってきてくださる。県も当然、いろいろなものをもらいたいということで、それを小瀬に集める、僕のイメージだとそういうことだと思うんですけども、ただ、残念ながら、これらの公園施設の中には、とてもフォークリフトやそういったものが入れるようなところというのはあまりないんじゃないかなと。あまりというか、多分 1 つもないんじゃないかなと思うんですけども、それでいて災害時における生活物資等の中継基地に実際なり得るのかちょっと教えてください。

望月都市計画課長 生活物資等の中継基地として公園内で想定している施設につきましては、小瀬スポーツ公園の体育館、及び富士北麓公園の体育館を想定しております。ただ、今ちょっと御指摘もあつたのですけれども、現在のところ、体育館にトラックを横づけするような整備はしておりまして、横づけした後は人力や小型の運搬機械等を使って体育館内への搬入、搬出を行うことを想定した整備を行っているというふうな状況でございます。

山下防災危機管理課長 県はどのようなイメージを持っているのかというお尋ねでございますけれども、生活支援物資等の中継基地につきましては、大規模災害発生時におきまして、国や他県等からの支援物資の集積や振り分け、運搬の拠点、あるいは自衛隊、警察、消防などの応援部隊の受け入れ、駐留、派遣の拠点としての役割を持った基地として考えているところでございます。

具体的には、小瀬スポーツ公園、富士北麓公園、富士川クラフトパーク、笛吹川フルーツ公園、曽根丘陵公園など、10カ所の都市公園、及び広域物資拠点としてのアイメッセ山梨を県地域防災計画の中で中継基地として位置づけているところでございます。

山下委員 前にも山下防災危機管理課長にはこの話をしたので、多分、あらかじめアイメッセの話をしていただいたと思うんですけども、今、体育館を直したり、道路工事をしたりというのは、確かに災害の部分はあるかもしれないけれども、施設整備にも関係する部分もあるから。予算の使い方というのはいろいろそれぞれ

監査委員も監査していることだから私がとやかく言いませんけれども、実際の話、3.11のときをひとつ思い出してみても、生活の中継物資でいろいろなものが来たときに、いろいろな県を見ていると、フォークリフトを使って、いろいろなものを倉庫の中に入れていたり出したりしている。本県の場合に残念ながら小瀬を使ったから、そこはみんな人力だと。ぜひとも反省すべき点じゃないかなと僕は思っています。

山下課長が先にアイメッセの話をしたけれど、アイメッセというところは、いわゆるフォークリフトが全部入れる。外してしまえばね。だから、指定管理を民間にお願いしているだけに、使用の部分で県が独断でということが出来るかどうか、その辺、いろいろな部分があるのかもしれないけど、僕はこの都市公園防災拠点機能強化というふうに言うのだったら、アイメッセはもう入っているというようなことだけれども、ぜひともアイメッセも大いに強化の中に入れていただきたい。実際本当にほかの県なんか、物資が行ったときにみんなほとんど手作業でなんかしていませんよ。みんなフォークリフトで出して、それをトラックに最後は手作業で積み込むとか、そういうことをしていますよ。本県の3.11のときには全部手作業で体育館に運び込んで、また体育館から出してきて、横づけのところのトラックに入れたっていう経過があるわけです。そういうことをぜひとも考えていく必要があるんじゃないかと私は思いますけれども、御所見をお伺いしたいと思います。

山下防災危機管理課長 アイメッセにつきましては、今、御説明いたしましたとおり、本県におきます中核的な生活物資拠点、生活物資の受給地として位置づけております。委員御指摘のとおり、アイメッセ山梨は1階の展示スペースがコンクリート床でございまして、フォークリフトの導入が可能です。大量の物資の搬入や振り分けが可能と考えております。物資の搬入等につきましては、山梨県倉庫協会及び山梨県トラック協会と災害時協定を締結しておりまして、災害時において現場等を指揮する物流専門家の派遣でございますとか、荷役作業への従事についても御協力をいただけることになっている、そういう仕組みがあるわけですが、ただし、平常時におきましては荷役作業に必要な御指摘のフォークリフトやパレット等の資機材は常置しておりませんため、建設資機材などのレンタル事業者からそれらの提供を受けられる体制を整える準備を現在進めているところでございます。

山下委員 ありがとうございます。

（ダム管理費について）

久保田委員 歳入歳出決算説明資料の県土11ページと、歳入歳出決算報告書216、218ページ、ダム事業について質問します。先般、土木森林環境委員会の県外調査で行った広島県の例にもあるように、近年、雨の降り方の変化が見られ、集中豪雨が大幅にふえていることを聞きます。県内では昭和50年に完成した広瀬ダムをはじめとする6つのダムが建設されていますが、それらのダムが持つ下流河川の洪水を防ぐ機能については、ますます重要性を増していると思います。そこで何点かお伺いいたします。

まず、ダム管理費においては入札不調による計画変更があったため、584万2,000円を繰り越したとありますが、この計画変更はどのような内容で、計画変更したことによる支障は生じていないのか伺います。

水上治水課長 ダム管理費におきまして584万2,000円を繰り越した件でございますが、

これは荒川ダムの管理用発電の点検等の業務でございます。台風等による出水期後に管理用発電の点検等業務を一般競争入札で発注しようとしたしましたが、応募者がなく入札不調となったものであります。このため、工期を変更いたしまして再度の入札を計画いたしました。ただし、この場合、年度内の工期が確保できなかったものですから、2月議会におきまして繰越明許の承認をいただき、その後、発注したものでございます。この点検業務委託につきましては、本年出水期前、夏前に完了しておりまして、ダム管理上、支障はございません。

久保田委員 次に、ダムの建設費において関係機関との調整に時間がかかったため、9,229万5,000円を繰り越したとありますが、堰堤改良事業の遅延は防災対策の観点から問題があると思いますが、こうした事態はなぜ起こったのかお伺いします。

水上治水課長 堰堤改良事業の繰越でございますが、これはやはり荒川ダムでございます。荒川ダムにおきまして堰堤改良を実施しておりまして、平成25年度、老朽化いたしました予備発電設備の改良工事につきまして、消防法に基づく協議を甲府地区消防本部と重ねたところ、当初、予備発電設備は既存の建屋に設置すると計画しておりましたが、より安全な地下構造、地下のタンク方式に変更するものとして実施することになりました。この調整に時間を要しまして繰越となったものでございます。

久保田委員 また、それに対して繰り越した事業が予定どおり進捗していますか。お伺いします。

水上治水課長 この事業につきましては、年内12月中に完成する予定でございます。

久保田委員 次に、道路や橋梁などのインフラ老朽化問題の関心が高まっていますが、県内の6つのダムについては長寿命化計画等の老朽化対策はあるのでしょうか。伺います。

水上治水課長 本県では、多目的ダムといたしまして、広瀬ダムほか6つのダムを管理してございます。やはりダムは洪水調節や上水道、かんがい用水の供給等、極めて重要な公共施設でありますことから、昨年度、平成25年度に県内6ダムの長寿命化計画を策定いたしました。今年度よりダム長寿命化計画に基づくダムの管理を実施しているところでございます。このダム長寿命化計画によりまして、日常の維持管理、修繕、老朽化した施設の改良等を的確に実施してまいります。

（確かな学力の定着・向上について）

大柴委員 確かな学力の定着・向上について伺います。主要施策成果説明書の108ページでありますけれども、8月に公表されました全国学力テストの結果というのは、昨年度と同様に、中学校の国語を除く全ての試験分野で全国平均を下回ったと報道されました。平均点を上げるためには、やっぱり学力が十分に定着していない子供たち、また、学習習慣が身につけていない子供たちにしっかりした指導が必要であると考えられるわけですが、県教育委員会の学力の向上対策として実施をしておりますパイロットスクールにおける取り組みはどのようなものなのか。また、その中で学力が十分に定着をしていない子供たち、そしてまた、学習習慣が身につけていない子供たちに対する指導はどのように実施されているのか、まず伺います。

渡井義務教育課長 パイロットスクールについてまずお答えいたします。パイロットスクールというのは研究推進校として県が指定した指定校であります。学習指導要領に示されているところの言語活動の充実ですとか理数教育の充実、それから外国語活動の新設などの内容を中心にして、確かな学力の定着と向上を目的とした指導法ですとか評価方法について研究を行って、その成果を普及したものであります。また、地域の教員を集めまして、大学教授等を講師とした模範事業や講義などを行って、教員の授業技術や資質の向上を図ったところであります。学力のまだ伸びない子供たちにつきましては、このようなパイロットスクール等の事業の中で、その対応策として、例えば補習的な学習を行うですとか、また、家庭学習の充実を行う等の方法で取り組んできたところであります。

大柴委員 その中で、小学校で 5 校、中学校で 5 校指定とありますけれども、なぜこの学校になったのか、その辺をちょっと教えてください。

渡井義務教育課長 研究指定校の指定方針であります。これは県内地域のまずバランスを考慮しまして、4つの教育事務所と甲府市の5カ所の地域に小学校と中学校、それぞれ1校ずつを指定いたしました。また、規模で言いますと、小規模校、中規模校、大規模校のバランスを考えながら指定いたしました。さらに、これまでの研究実績などを考慮して、地域の中核として推進校を担うことのできる学校としてこれらの学校、小学校5校、中学校5校を指定したところであります。

大柴委員 地域への普及はどのように行っているのか。また、普及の状況をどのようにチェックしているのか、この辺をお尋ねします。

渡井義務教育課長 地域ごとのバランスということで指定を行いましたので、当然ながら地域への普及が大変重要なところでありますので、地域の普及につきましては、事業内容を実践的に研究する事業研究会というものを開いたり、あるいは事業以外のところで学力向上を図る取り組みを研究する事例研究会というようなものを地域の教員に公開しまして、成果の普及を図りました。

それから、次に、普及のチェックにつきましては、全国学力・学習状況調査ですとか、本県で行っています山梨県学力把握調査の結果を分析する中で行ったり、また、全小学校・中学校の実践の報告を集めまして、取り組み状況を把握いたしました。さらに、指導主事が学校訪問を行う中で確認いたしました。

大柴委員 私もこの事業はいいことだなと思うのですが、成果としては、先ほど言ったように、今年は平均はほとんど変わらなかったわけですね。その評価というのはどうですか。最後に伺います。

渡井義務教育課長 委員御指摘のとおり、確かに今年の全国学力・学習状況調査では御指摘のとおり結果だったのですが、前年と比較しますと、かなり全国平均に近づいております。その成果が徐々にではあります。着々とあらわれてきつつあると考えております。

（砂防地すべり対策費について）

高木委員 県土整備部についてお尋ねをいたします。主要施策成果説明書の99ページです。砂防・地すべり対策についてでありますけれども、砂防・地すべり対策費の繰越額が29億6,995万円余という非常に大きなものになっておりますけれども

も、この内容について教えていただきたいと思います。

保坂砂防課長 繰越額が多くなった要因といたしましては、経済対策に伴う 2 月追加補正予算額 9 億 2,900 万円がありまして、そのほぼ全額について繰り越したこと、それから、2 月の大雪の影響により工事におくれが生じたものでございます。そのほかの繰越の理由といたしましては、砂防工事が 1 1 月以降の渇水期に施工することを原則としていること、また、用地や補償の処理におくれが生じた影響によるものでございます。

高木委員 説明でよくわかりました。

2 つ目の質問に参ります。土砂災害の対策については引き続きハード対策の推進が非常に重要であると考えます。今年 8 月に起きた広島での大規模災害、これを見ますと、ふだんから住民に警戒区域や避難所等の情報を周知徹底するための対策が非常に重要であるというふうに考えます。そこで、住民への周知についてどのように取り組んできたのかについて具体的に教えていただきたいと思います。

保坂砂防課長 住民の方々への周知につきましては、土砂災害警戒区域などの土砂災害に関する情報について、県のホームページで公開するとともに、大雨による土砂災害のおそれが高まったときに、避難勧告や自主避難の目安となる土砂災害警戒情報等をパソコン、携帯電話、スマートフォンから確認できるようにしております。また、警戒区域や避難所の情報を記載したハザードマップを市町村が作成する支援を行いまして、これが平成 25 年度までに完了していて、住民に配布され、周知が行われているところでございます。

さらに、毎年 6 月の土砂災害防止月間に行われる、土砂災害に対する防災訓練等で行われる講習会等、さまざまな機会を通じまして周知に努めているところでございます。

高木委員 災害防止に完璧を求めるのはなかなか大変なことだというふうに認識しておりますけれども、本県から災害が起きたときに 1 人の犠牲者も出さないというような決意で、予算の未消化にならないように、ぜひ安心して安全に住める県土をつくるために、さらなる御尽力をいただきたいということを要望して次の質問に移りたいと思います。

（教員の資質向上について）

教育委員会でありますけれども、まず、主要施策成果説明書の 108 ページ、教員の資質の向上についてでありますけれども、1 つ目として、教育公務員特例法には、教育がその職責を遂行していくために絶えず研究、研修をしていかなければならない、あるいは、勤務場所を離れて研修が可能であることなどが記されております。子供の学力を向上させていくために、研修を通じての個々の先生方の質の向上があり、そのことが総和として学校の教育力の高まりにつながっていくというふうに考えます。県としてどのようにお考えになっておられるのか、この点についてお尋ねをさせていただきます。

渡井義務教育課長 教員の研修につきましては、今、委員御指摘のとおり、教員は研修、修養に努めなければならないということでありまして、県としましては中央で行われる中央研修に積極的に優秀な教員を派遣して、中核的な指導者となっていただくようなことをしておりますし、県内におきましては、教育センター等を中心に、悉皆研修ということで、必ず研修に行ってもらうものや、あるいは各自がそれぞれ希

望して行く研修等、ここにございますように 141 講座用意して行っております。その他、民間研修ですとか大学院、国内留学、それから海外研修等、さまざまな機会を捉えて、年間を通して教員の資質向上のために研修を行っているところであります。

高木委員 今、課長から大学院の話がありましたが、大学や大学院についてお尋ねしたいと思えます。全国各地に教職大学院が創設されておりまして、現職の教員が身分を保障されながら学べる機会がふえていて聞いております。本県における大学や大学院の教員研修の状況、その種類についてお尋ねします。

渡井義務教育課長 本県におきまして、山梨大学に教職大学院がございます。そこにつきましては、毎年、小中学校におきまして 6 名、高等学校 2 名というような教職大学院に派遣をしておりますし、それから、その他、いわゆる大学院ですね。教職大学院じゃない、いわゆる一般の大学院ですとか、年によっては他の大学のほうに行くこともございまして、できるだけ専門的な教養を身につけていただくような取り組みをしております。

高木委員 多くの成果が出てほしいわけですが、研修の身分保障についてお尋ねをさせていただきます。研修を実施するに当たっては、研修に臨む教員が安心して研修に打ち込むことができることと、成果を効果的に学校に還元されることが求められます。研修中の身分の保障や、終了後の職場復帰についてどのような配慮を県は行っているのかお尋ねいたします。

渡井義務教育課長 研修をしている教員の学校につきましては、そこに他の教員を充てて学校運営が滞りなく行われるような措置をとっておりますし、研修後につきましては、基本的にはもといいた学校にその教員が戻って、そこでしっかりした、学んできたことを子供たちに還元できる、また、他の教職員に還元できる、そういうふうな体制をとっております。

高木委員 研修の費用負担についてお尋ねをいたします。大学院の研修については教育効果が高いということでもありますけれども、その入学金だとか授業料が非常に高いというふうに聞いております。費用を気にすることなく、多くの教員が資質向上のために参加できる、そういうところで教育を受けられる環境づくりをするための負担の軽減が私は必要ではないかと考えます。御所見をお伺いします。

渡井義務教育課長 入学金その他につきましては、確かにある程度の金額がかかりますので、それについてはいろいろ大学等とも協議する中で、例えば山梨大学との教職大学院におきましては入学金そのものを最終的には免除すると。一旦出すのですけれども、最後にまた戻ってくるような方法等を取りまして、できるだけ負担の軽減が図られるように取り組んでいるところであります。

（「決算だから、今年度幾らかけたかっていうことを聞かなきゃまずいじゃない」の声あり）

渡辺委員長 委員に申し上げます。決算ということを念頭に置いての発言をお願いします。

高木委員 今の入学金や授業料についてでありますけれども、これはお幾らなんですか。

渡井義務教育課長 申しわけありません。今、手元に細かい入学金の金額がある資料がありませんので……。

（「108 ページ。成果説明書」の声あり）

（休 憩）

渡井義務教育課長 申しわけありませんでした。先ほど申し上げました入学金の返金につきましては、県のほうで負担ということではなくて、これは大学のほうでそういう措置がとられているということでもあります。

大学院の入学金につきましては 28 万 2,000 円がかかります。それから、授業料につきましては、1 年目は 53 万 5,800 円、2 年目はやはり 53 万 5,800 円がかかります。これは教職大学院も同じであります。先ほど申し上げましたように、教職大学院のほうは入学金が後ほど大学のほうで免除されるという形になっております。

したがって、この 108 ページに書いております研修の教育指導費の 46 万 5,000 円につきましては、県のほうの免除のお金ということではなくて、各種研修の講師に支払う費用等ということになっております。

高木委員 よくわかりました。ありがとうございました。

（外国語に堪能な地域人材の活用について）

次に、成果説明書の 109 ページ、外国語の堪能な地域人材の活用について質問をさせていただきます。外国語の活用の目的がコミュニケーションの重視であることを考えると、教科書や黒板を使っただけの学びではなくて、人とのかわり合いの中で英語教育、あるいは学力が伸びていくというふうに考えます。特に小学校の児童については、日本語と英語をきちんと理解し、必要に応じて適切に使い分けることができる人材を育成するためには、例えば、外国に在住していた人、あるいは近所に住んでいる地域の外国人、そういう人たちのところから学ぶことが必要だと思いますが、ここの費用が十分活用されて、人材の活用に十分使われていたのかどうかお尋ねいたします。

渡井義務教育課長 ここにあります外国語に堪能な地域人材の活用につきましては、いきいき教育地域人材活用事業というものがございまして、その中でさまざまな地域における、いろいろな特質を持った人々に学校に来ていただきまして、臨時の講師をしていただくという制度であります。その中で外国語の勉強をした学校が、外国語に堪能な海外の経験者ですとか、外国語に堪能な方を活用した回数がここにあります。11 回ということになります。

高木委員 ありがとうございます。これからグローバル化がますます進んでいきます。子供たちの英語の学力の向上が大変望まれると思いますので、さらに予算化もきちんとつけて、子供の資質向上のために、学校の先生方の資質向上のためにも頑張っていたきたいということを望みまして終わりたいと思います。

（中部横断自動車道の整備促進について）

望月委員 中部横断自動車道整備促進についてお伺いいたします。主要施策成果説明書の 62 ページ、歳入歳出決算説明資料、県土 6 ページの、高速道路用地事務受託事業費 9 億 5,800 万円余のところではありますが、国から用地買収に関する受託の

整備事業であります。工事中の道路の整備の受託も受けている中で、この用地確保という部分での進捗状況等をお聞かせください。

乙守高速道路推進課長 増穂以南の中部横断自動車道の用地進捗状況でございますが、事業者が N E X C O と国土交通省となっております。ともども現在の用地取得率は 99% となっております。残る未取得部分に対しては現在、土地収用の手続中でございます。

望月委員 用地取得確保は、田舎の部分というのは都市部と違って非常に難しい部分があります。残り 1% の部分でちょっと聞きたいのですが、田舎は相続の関係とか地目の関係、また、地測図とか、土地台帳に登録されていない無番地や伏地とか脱落地等々、いろいろ難しい部分もあると思っております。御苦労のほうは感じますが、この辺をクリアする見込みと、あと、今どういう取り組みをしているのかということをお聞かせください。

乙守高速道路推進課長 現在、未取得地といたしましては、残件数 7 件でございます。これは先ほど申しました。N E X C O の収用対象に対しては 3 件ございまして、1 件については収用法に基づく裁決申請中ございまして、残り 2 件についても準備を進めている段階でございます。国のほうでございますが、収用対象件数 4 件でございます。そのうち裁決申請中のものが 2 件、また、年内中に裁決申請を出すものが 2 件ございまして、いずれにいたしても収用手続は万事滞りなく進んでいるという状況でございます。未取得地については相手先の状況もございまして、27 年度中には何とか解決ができるものというふうに考えております。

望月委員 しっかりやっていただきたいなということをお願いしまして、その次の、今後の見通しということで、決算にはそぐわないような聞き方なんですけど、2017 年度までに全体的な中部横断道完成のスキームという部分の中から、現在の進捗状況を踏まえながら、予定どおりの完成は見込まれるかどうかお聞きしたいんですが、よろしく願いいたします。

乙守高速道路推進課長 中部横断自動車道の増穂以南の進捗状況、また、今後の見通しという御質問だと思います。現在のところの進捗状況でございますが、N E X C O 区間である、増穂から六郷までの区間でございますが、そこについては工事発注率でいきますと、100% の発注でございます。また、富沢から県境の間については約 74% の工事発注率となっております。また、国が施工しております富沢から増穂までの間でございますが、事業費割合でいきますと、2,000 億の約半分でございます。1,000 億の現在進捗となっております。

今後の見通しでございますが、いずれにいたしましても平成 29 年度の開通に向けて事業を進めている状況でございます。県としてもその辺については協力を進めてまいりたいと考えております。

（通学路の安全対策について）

安本委員 通学路の交通安全対策についてまず伺います。これは幾つかの部局に事業がまたがっておりまして、また、平成 24 年度から実施されて、主要施策成果説明書の中にもありませんけれども、大事な事業だと思っておりますのでお伺いをさせていただきます。平成 24 年の 4 月に京都府で登校中の子供たち、保護者の列に乗用車が突っ込んだということで、3 人が死亡、9 人が重軽傷という痛ましい事故が起きました。その後、各地で登下校中のこういった交通事故が相次ぎまして、文

部科学省が国土交通省、警察庁と連携をして、平成 24 年の 12 月に緊急点検を行って、危険な箇所を抽出して、その対策が進められているというふうに承知をしておりますけれども、平成 24 年度の調査結果、対象箇所数、それからいつまでにどのように対策を講ずることとされたのか、概要で結構ですので確認をしておきたいと思います。

上野スポーツ健康課長 本県におきましては平成 24 年の 8 月以降、道路管理者、交通管理者、並びに教育委員会による緊急合同点検を行いました。この結果、何らかの対応が必要である地点というのを 801カ所確認したところでございます。このため、関係する機関がそれぞれ安全な通学環境の整備、交通安全指導の普及徹底や安全運転の確保などについて、平成 28 年度までの 5 年間で必要な対策を完了することとして、現在、その取り組みを進めているところでございます。

安本委員 別の部局に関係する部分もあるのですけれども、通学路ということで掌握はしておられるというふうに思いますので、教育委員会にお伺いします。道路管理者が管理する道路には、国道とか県道とか市町村道がありますけれども、その進捗状況についてお伺いします。

上野スポーツ健康課長 道路管理者が対応いたします国道、県道、市町村道におきまして対策が必要とされております合計 655カ所のうち、平成 26 年 3 月末現在で、歩道等の確保により 491カ所、これは 75%に当たりますが、この対策が終了し、残りは 164カ所ということでございます。

安本委員 警察関係はいかがでしょうか。

上野スポーツ健康課長 警察関係で対応すべき対策は 160カ所になりますが、やはり平成 26 年 3 月末現在で信号機の設置や横断歩道の整備などによりまして、139カ所、約 87%の対策が完了し、残りは 21カ所となっております。

安本委員 教育委員会関係が最後ですけれども、これはどういうふうになっていますか。

上野スポーツ健康課長 学校教育関係において対策が求められておりますのは 259カ所になりますが、同じく 26 年 3 月末現在で、ボランティア等による見守り活動ですとか、注意を促す看板の設置など等によりまして、98%に当たる 254カ所の対策が終了し、残りは 5カ所という状況でございます。

安本委員 教育委員会、警察は進んでいるようですけれども、道路管理者のほうが 164カ所残っていると。ここにちょうど県土整備部の皆さんもいらっしゃるのでもっとお伺いしたいんですけれども、国道、県道、市町村道がありますけど、県道の部分について進捗状況と、それから残っている箇所も一番多いんですけれども、事業費的にもたくさんかかるところではないかと思っておりますけれども、県道の対策の状況と、それからこれは国のほうでは補助金として防災安全交付金が出されると、一生懸命取り組んでいるところには優先的にということもあったというふうに記憶しておりますけれども、そういった国の交付金の活用はしっかりとされて、平成 25 年度実施されたのかどうかをあわせてお伺いします。

三浦道路管理課長 御質問の県管理道路の状況についてお答えをいたします。県管理道路において対策を行う 208カ所のうち、平成 26 年 3 月末時点で 179カ所、これは約 8

6%に当たりますが、これについては歩道等の確保や、歩車道境界の明示などの対策を実施済みであります。残りの29カ所のうち、10カ所につきましては、本年度末までに対策を終了する予定であります。合計で189カ所になりまして、これで約90%という進捗になります。そのほかの19カ所につきましては、用地取得を伴う歩道設置のため、対策完了までに時間を要することから、路面表示や標識の設置など、暫定的な対策を本年度末までに実施してまいります。引き続き用地取得を進め、歩道の早期完成に努めてまいりたいと考えております。

それと、予算の関係でございますが、やはり限界といいますか、十分なものは確保できていないという認識もありますけれども、一生懸命、国の補助金、交付金を活用していこうということで、国に積極的に申請をしまして、精いっぱい獲得しているところでございます。

安本委員

5年を目標にということですが、早いにこしたことはないのですが、是非、必要なことを把握しながら進めていただきたいと思っております。

かつて私も地元の小学校で、PTAの方から危険箇所の対応をお願いされたことがありますけれども、例えば、危険箇所について、信号機の設置が一番だけれども、道路管理者、警察のほうで信号機ができれば減速標示にするとか、道路をカラーリングの標示にするとか、どうしてもだめだったら、また学校でも、通学路を変えるとかいったことの対応があるわけで、現場レベルで道路管理者、それから学校、それから警察で、一緒に知恵を絞ることが大事だというふうに思います。県レベルではそういった連携がとられているというふうに思いますが、市町村の連携については今どようになっているのかお伺いしたいと思います。

上野スポーツ健康課長 昨年、平成25年12月6日付で文部科学省、それから国土交通省、警察庁の連名による通知が届きました。通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取り組みの推進についてという通知でありまして、この通知の中身は、各自治体に対しまして、まず通学路の安全確保に向けた教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者を含めた推進体制の構築、それから合同点検の実施や安全確保の方策を定めた基本方針の策定、それから3つ目が、推進体制や基本方針の公表を求めるところでありました。

これを受けまして県でも、平成26年の1月に県土整備部、警察本部、それから教育委員会が合同で市町村の担当者を集めて会議を行いまして、通知の趣旨に基づいた取り組みの推進について徹底を要請したところであります。その後につきましても、道路管理者、交通管理者、教育委員会がそれぞれ関係する各機関に対して働きかけを行うなど、通知の実現に向けて取り組んでいるところであります。

安本委員

わかりました。意見書には今後の見通しと書いてありますけれども、平成25年度のお話で県土整備部関係からも積極的にとありましたので、私は間に合うというふうに受けとめさせていただきました。今後の御努力をお願いして終わります。

（中高一貫教育の推進について）

水岸委員

中高一貫教育の推進について伺います。主要施策成果説明書の110ページにありますけれども、県教育委員会では、連携型中間一貫教育校の設置を目指しているが、どのような学校のイメージになるのか、なかなかイメージできないし、その必要性も十分にまだ理解できていないので、確認の意味で質問をさせていた

だきます。

1 点目に、本県が目指す中高一貫教育の方向性や設置時期等について検討したとあるが、検討結果についての説明をまずお願いいたします。

河野新しい学校づくり推進室長 平成 24 年 3 月に山梨県高等学校審議会から中高一貫教育の必要性、方向性についての答申が出されております。この答申におきましては、中高一貫教育校の有用性を認めるとともに、本県におきまず設置目的を、ふるさとを愛し、地域に根ざした人材の育成、魅力ある高校教育の創造といたしまして、豊かな人間性を備え、生きる力の満ちあふれた人づくりを目指すとともに、中学校と高等学校の強力な連携と接続の中で生徒一人一人の夢の実現に向けて相互に協力しながら進めるべきとしております。

また、設置の形態につきましては、当面、連携型を中心に検討していくこと、そして設置地域につきましては、生徒数の減少が著しい地域や、県境地域に配慮しつつ検討することが望まれるとの提言をいただいたところでございます。

これを受けまして、身延高校、身延中学校、南部中学校を候補校といたしまして、平成 25 年 10 月に関係する町の教育委員会や学校長等で構成します、身延・南部地域中高連携推進検討委員会を設置しまして、検討を重ねているところでございます。

なお、連携型の中高一貫校を設置する場合には、地元の市町村教育委員会の協力が不可欠ということでございますので、設置時期等につきましては、市町村教育委員会の意向を踏まえて、共同して検討を進めていくということにしております。

水岸委員 身延高校、身延中学、南部中学を候補校とするとあるが、その選定理由をお聞かせください。

河野新しい学校づくり推進室長 先ほど申しました答申に基づきまして、まず、県境に位置する県立高校や少子化が進む地域を選考しました上で、中学校からの進学状況、そして過疎化が進む県境地域などを条件といたしまして候補校の選定に当たったところでございます。身延高校が位置します峡南地域の南部は、県境に位置しまして過疎化が進んでいるということや……。

渡辺委員長 答弁は簡潔にお願いします。

河野新しい学校づくり推進室長 はい。

生徒数の減少が著しい地域ということもございまして。身延高校は 7 割近い生徒が身延中学校と南部中学校の出身であるというようなことに加えまして、両中学校と部活動の交流や、あるいは教職員間の相互事業参加などの連携の取り組みが見られていたということもございまして、その 3 校を選定したというようなこととございまして。

水岸委員 これまでの検討委員会において話し合われた内容と、結論を取りまとめる時期はいつごろになるか伺います。

河野新しい学校づくり推進 先ほど申しました検討委員会におきましては、これまでの連携の状況であるとか、あるいはその効果、課題について調査を進めているところでございます。その中で、これまでの取り組みに加えまして新たな連携事業としまして、高校教員による中学校の授業研究、あるいは相互の授業参加、そして中学 3 年生

を対象としましたサマーセミナー、部活動の合同練習といったようなものを新たに開始しているところでございますけれども、こういったようなことの効果を検証するには、一定の期間が必要というふうに考えております。

また、一方で、身延町におきましては、現在、中学校の統合計画が進められているという状況でございます。この統合計画というのは地域住民にとっては大変身近な教育問題ということもございますので、中高一貫教育校につきましては、この身延町の中学の統合問題の推移を見ながら検討を進めていきたいと考えております。

こういったことから、結論を取りまとめる時期につきましても、今後、両町との協議を重ねまして、慎重に対応してまいりたいと考えています。

認第 1 号	平成 25 年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件
討 論	なし
採 決	全員一致で認定すべきものと決定した。
認第 2 号	平成 25 年度山梨県公営企業会計決算認定の件
討 論	なし
採 決	全員一致で認定すべきものと決定した。
その他	・委員長報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

以 上

決算特別委員長 渡辺 英機